

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	中国残留邦人等の支援給付に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

府中市は、中国残留邦人等の支援給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都府中市長

公表日

平成27年8月31日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	中国残留邦人等の支援給付に関する事務
事務の概要	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付若しくは配偶者支援金の支給の実施、開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、職権による開始又は変更、停止又は廃止、費用の返還、徴収金の徴収に関する事務</p> <p>(1) 支援給付の開始及び配偶者支援金の申請があった場合、その内容を中国残留邦人支援システム(以下「システム」という。)にて登録・管理を行う。 (2) 支援給付の申請世帯について、システムから照会文書を出力し、金融機関、保険会社、年金事務所等への照会を行う。 (3) 支援給付及び配偶者支援金の開始、変更、停止又は廃止の情報についてシステムにて登録・管理を行う。 (4) システムにて支援給付及び配偶者支援金の算定を行い、支給を実施する。 (5) 医療支援給付及び介護支援給付の利用状況をシステムにて登録管理し、医療券及び介護券を発行する。 (6) 支援給付費及び配偶者支援金に返還等の事由が生じた場合には、システムにて算定をし、徴収事務を行う。</p>
システムの名称	中国残留邦人支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、宛名管理システム、共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
中国残留邦人支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の63の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第48条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>< 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の9、10、14、16、24、26、70、87、108、116、118の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8、9、11、12、17、19、39、44、55条 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	府中市福祉保健部地域福祉推進課
所属長	地域福祉推進課長 遠藤 弘美
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	府中市政策総務部広報課 住所: 〒183-8703 府中市宮西町2丁目24番地 電話番号: 042-366-1711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	府中市福祉保健部地域福祉推進課 住所: 〒183-8703 府中市宮西町2丁目24番地 電話番号: 042-335-4182

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

